

随意契約理由

令和6年(2024 年)4月 1 日

契 約 担 当 課 名	児童生徒課
発 注 担 当 課 名	児童生徒課
契 約 名 称	学生カウンセラー賠償責任保険・損害保険
契 約 内 容	学生カウンセラー賠償責任保険・損害保険
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年（2024 年） 3 月 3 1 日 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所 在 地 ・ 名 称)	奈良県奈良市四条大路 2-2-12 マーシュ総研株式会社
契 約 金 額	1 4 6 , 4 7 0 円
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当） 学生カウンセラーに対して、従来の無償ボランティアを対象とした傷害保険・賠償責任保険では保険が適用できず、学生カウンセラーの無保険状態を解消するため、損害保険を取り扱うマーシュ保険株式会社に対して学生カウンセラーに適用できる独自の保険の設計を依頼したものです。 このため、同社以外に同様の保険を取り扱う事業者がないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものです。